

マイナンバーカードの交付通知書送付にかかる滞留解消について (フォローアップ調査最終結果)

- 本年5月31日に「マイナンバーカード交付促進マニュアル」を公表し、市区町村に対しマイナンバーカード交付計画の策定を要請し、全市区町村で策定。
- この計画は、「全市区町村において遅くとも11月末までに、滞留が解消する見込み」となっていた。
- 総務省としては、本年6月以降、毎月フォローアップ調査を実施し、進捗を管理。
- 本年11月に実施したフォローアップ調査により、10月31日までにJ-LISから市区町村に届いたマイナンバーカードに係る交付通知書が、市区町村から申請者宛てに全て発送されたことが11月29日に確認された。
これにより、マイナンバーカードの交付通知書の送付にかかる滞留が全て解消された。

<滞留が解消した市区町村数の推移(全市区町村数1,741団体)>

6月末	7月末	8月末	9月末	11月末
1,268団体(72.8%)	1,641団体(94.3%)	1,722団体(98.9%)	1,726団体(99.1%)	1,741団体(100%)

- なお、今後はマイナンバーカードの申請から交付通知書の発送に至るまでの標準期間は概ね1ヶ月以内となる見込み。